

岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

岩手県議会情報公開条例の一部を改正する条例

岩手県議会情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 雑則（第33条～<u>第37条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、議会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第29条を除き、以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>（1） [略]</p> <p><u>（2） [略]</u></p> <p>（開示請求の手続）</p> <p>第6条 前条の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 雑則（第33条～<u>第36条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「公文書」とは、議会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第29条を除き、以下同じ。）を含む。第7条第1項第2号において同じ。）</u>であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>（1） [略]</p> <p><u>（2） 公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）第2条第1項第5号に規定する歴史公文書</u></p> <p><u>（3） [略]</u></p> <p>（開示請求の手続）</p> <p>第6条 前条の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。</p>

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) [略]

2 [略]

(公文書の開示義務)

第7条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(3)～(7) [略]

(公文書の管理)

第33条 議長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。

2 議長は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の公文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けなければならない。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所(法人その他の団体にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) [略]

2 [略]

(公文書の開示義務)

第7条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(3)～(7) [略]

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第34条 [略]

(実施状況の公表)

第35条 [略]

(情報の提供に関する施策の推進)

第36条 [略]

(補則)

第37条 [略]

第33条 [略]

(実施状況の公表)

第34条 [略]

(情報の提供に関する施策の推進)

第35条 [略]

(補則)

第36条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。